

タイ高効率規制対応に関するお知らせ

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、タイにおいて三相誘導電動機の高効率規制に関する省令が公布されました。この高効率規制に関しまして、規制内容を下記のとおりご連絡いたします。今後とも弊社製品をご愛顧頂けますようお願い申し上げます。

敬具

記

■ 規制内容

三相誘導電動機をタイ国内製造またはタイ国内へ輸入する場合、2026年4月18日以降、TISI（タイ工業規格協会）による認証を受け、認証マークを表示することが義務付けられます。

タイ国内へ三相誘導電動機を輸入する場合には、**認証取得した事業者を通じて輸入する必要があります。**

■ 施行時期

2026年4月18日より施行開始

除外機器に該当しない弊社製品のタイへの輸入ができなくなります。

■ 規制の対象範囲と仕様

規制内容	弊社製品
<ul style="list-style-type: none">- 三相誘導電動機- 出力：0.12 kW～15kW- 電圧：50V 以上1000V以下- 極数：2, 4, 6, 8極- 運転モード：S1または連続運転可能なもの- 電源：正弦波（商用交流） <p>(注) 以下は規制の対象外です。 ・装置組み込まれたもの(ただし保守等の用途で、モータ単体でタイに輸出する場合は対象) ・単相モータ、同期モータ、磁石モータ、インバータ駆動専用モータ、水中モータ等</p>	<p><規制対象となるもの></p> <ul style="list-style-type: none">・3相インダクションギアモータ ➢0.2kW～2.2kWのもの <p><規制対象外のもの></p> <ul style="list-style-type: none">・3相インダクションギアモータ ➢0.1kW以下のもの・単相インダクションギアモータ・IPMギアモータ・バッテリー電源ギアモータ

■ 今後の対応

現在、認証取得に向け対応を進めております。認証取得の目途が立ちましたら改めてご案内致します。

ご迷惑おかけしますが何卒ご理解のほどよろしくお願い致します。

■ お問い合わせ先（TEL）

株式会社ニッセイ

- 東京営業所：03-5695-5411
- 中部営業所：0566-92-7410
- 大阪営業所：06-6210-1157
- 九州出張所：092-409-7385
- 海外営業課：0566-92-5312
- CSセンター：0120-889-867

以上